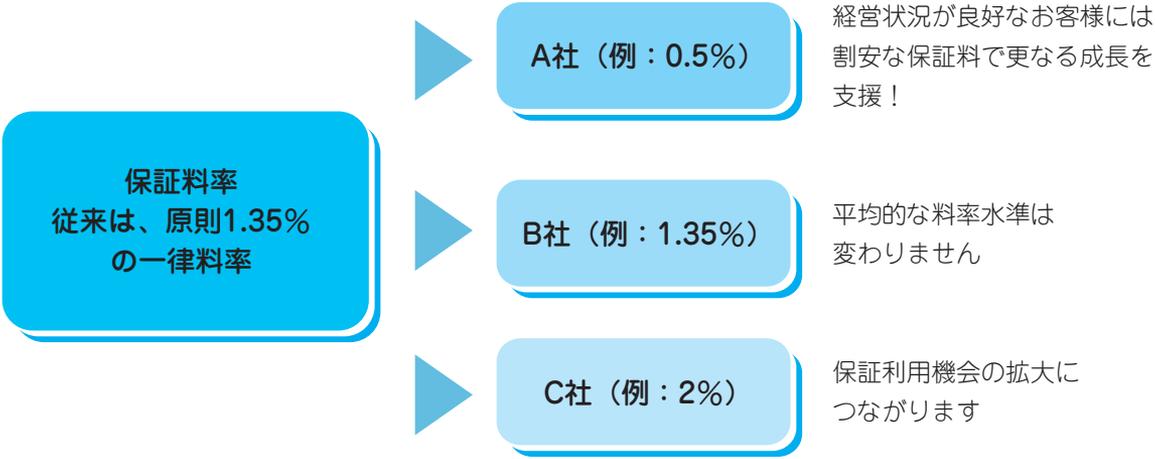


信用保証協会の保証料率が弾力化されました

■ 千葉県信用保証協会は、保証料率を、中小企業の経営状況を踏まえた料率へと改正しました。この料率弾力化によって、経営状況が良好な企業には保証料が割安となり、厳しい経営環境にある企業にとっても、保証が利用しやすくなり、融資が受けやすくなりました。

なお、保証の利用に当たっては、経営状況等の審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

■ 平成18年4月1日より、従来は原則一律であった保証料率（基本料率1.35%）が、年0.5%から2.2%の範囲で9段階の料率体系になり、中小企業の皆さまの経営状況を踏まえた料率に改正されました。



1. 財務内容を総合的に評価

平成13年3月、経済産業省（中小企業庁）の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用する。CRDは平成17年10月現在、210の金融機関等が会員となっており、約200万の中小企業データが蓄積されている中小企業に関する日本最大のデータベースです。これは匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

2. 財務以外の要因も加味して料率決定されます。

- 財務要因の評価だけでなく、以下の定性要因も加味して料率決定を行ないます。
- (1)有担保保証を利用する場合には、0.1%の割引が行なわれます。
 - (2)財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士により「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認が行なわれていることを示す書類の提出を受けた場合、

0.1%の割引が行なわれます。

- (3)また、弾力化の適用の有無を問わず、千葉県制度短期運転資金と経済変動対策資金（知事特認枠を含む）については、0.05%の割引が行なわれます。

3. 保証料率に関するご照会について

保証料率を確認した上で保証申し込みをしたいという場合や、金融機関が中小企業者に保証付融資を紹介する際、あらかじめ保証料も説明したいというご要望がある場合、保証協会では該当する保証料の区分等、料率の目安を知らせることにより、資金調達計画をサポートします。

4. 料率の弾力化対象外の保証もあります

原則として、全ての保証が経営状況を踏まえて弾力化されますが、特別小口保証（個人）、売掛債権担保融資保証、セーフティネット保証など一部の保証には従来同様の料率が適用されません。

新規創業者で決算申告を行っていない方、個人事業主で申告時に貸借対照表を未作成の場合は、一定料率（年1.35%）となります。

連帯保証が原則廃止されました

■ 保証料率の弾力化の実施に伴って、次のような場合を除き、法人の代表者以外の連帯保証人については原則徴求しないことになりました。

1. 実質的な経営権をもっている方や営業許可名義人、および申込中小企業者（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者の方が連帯保証人となる場合
2. ご本人または代表者の方の健康上の理由により、事業継承予定者の方が連帯保証人となる場合
3. 業歴が1年未満の方から「創業等関連保証制度」の保証限度額を超える借入れの希望があり、当該事業の協力者や支援者の方から連帯保証の申し出がある場合。

- * (1)連帯保証人の徴求基準が制度要綱（地方自治体の制度融資を含む）で定められている場合はその定めによります。
- (2)担保提供者については、法人の代表者および上記1～3に該当する場合を除き物上保証人とさせていただきます。
- (3)組合の場合は、原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることがあります。

■ お問い合わせ

千葉県信用保証協会業務統括部業務統括課 TEL. 043-245-8903